（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計者選定審査実施要領

第１　趣旨

　この要領は、多治見市が発注する（仮称）笠原義務教育学校建設事業に係る建築基本設計業務について、事業目的を具現化するために必要となる設計事業者の学校建築設計に関する資質を審査することにより、基本設計業務委託契約における最適な契約相手方候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

第２　事業概要

（１）事業番号　多教笠設委第１号

（２）事 業 名　（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託

（３）履行場所　多治見市笠原町3387番地の９　地内

（４）履行期間　契約日から令和４年８月31日まで

（５）事業概要　（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務　一式

　 　（１）建築基本設計（建築・電気設備・機械設備・外構共）

　　①配置図の作成

　　②平面図の作成

　　③立面図の作成

　　④断面図の作成

　　⑤透視図の作成

　　⑥法令等による規制等の検討及び検討結果資料の作成

　　⑦建設工事工程表・工事費概算書の作成

　　※設計条件として、都市計画法の開発行為に該当しない設計とする。

　　　敷地図の土留改修部は、既設土留を撤去し新規構造物等にて設計し、通路改修部　（２箇所）は、安全に普通車程度が通行できる通路として幅員３ｍ以上確保する。

（２）仮設校舎等に関する設計図・積算書の作成

（３）小・中学校の建物及び敷地内工作物等の解体設計図・積算書の作成

（４）外壁吹付塗材含有アスベスト調査（笠原小学校６箇所、笠原中学校７箇所）

（５）地形測量（平面、縦断１路線、横断７箇所程度）

（６）地質調査（３箇所）

（７）関係機関との連絡調整

（８）その他本設計業務の実施のために必要となる業務

第３　小学校建設概要

（１）基本方針

　（仮称）笠原義務教育学校建設事業の基本方針は、「（仮称）笠原義務教育学校整備基本構想」（令和３年

９月多治見市策定）に掲げるところによる。

（２）建設用地

　　所在地 多治見市笠原町3387番地の９

敷地面積 41,854㎡

土地所有者 多治見市

法規制等 市街化区域　第１種中高層住居専用地域

建ぺい率　　 60％

容積率　　 200％

（３）予定整備施設

　　（仮称）笠原義務教育学校整備基本構想に掲げるとおり。

第４　選定審査において提案を求める事項

　　この選定審査においては、学校建築に係る関係法令等を遵守しつつ、建設に要する総事業費を可能な限り縮減した上で、（仮称）笠原義務教育学校整備基本構想に掲げる整備目標、建設コンセプト、整備方針、施設整備の留意事項を実現する提案を求める。

第５　選定審査提出書類、提出期限及び提出方法

（１）提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計提案書 | 規格：Ａ３判３枚以内  着色可。横書き縦書きは不問。片面使用。左側余白25㎜以上とし、その他の余白の設定は任意とする。  内容：①土地利用計画、建物配置計画、各動線計画等をゾーニング程度で表示した簡単な図面及びその説明を簡潔な文章でまとめたもの。  　　　②提案内容のコンセプト等についての考え方、工事費の縮減方法、基本設計への取り組み方等（共同体の役割など）を簡潔に文章でまとめたもの。  　　　※既設小学校の建物は解体し、建替計画とすること（仮設校舎の提案不要）。  　　　　都市計画法の開発行為に該当しない計画とすること。 | | |
| 技術提案書 | ① | 事務所の概要説明書 | 別記様式１ |
| ② | 協力事務所の概要書 | 別記様式２ |
| ③ | 事務所の学校建築設計業務の実績 | 別記様式３ |
| ④ | 事務所の学校建築設計業務の実績例 | 別記様式４ |
| ⑤ | 担当予定職員の体制及び業務実績 | 別記様式５ |
| ⑥ | 総括責任者の主要業務実績 | 別記様式６ |
| ⑦ | 建築（意匠）担当主任技術者の主要業務実績 | 別記様式７ |
| ⑧ | 建築（構造）担当主任技術者の主要業務実績 | 別記様式８ |
| ⑨ | 電気設備担当主任技術者の主要業務実績 | 別記様式９ |
| ⑩ | 機械設備担当主任技術者の主要業務実績 | 別記様式10 |
| ⑪ | 積算担当主任技術者の主要業務実績 | 別記様式11 |
| ⑫ | 工事工程表（既設校舎解体着手から建設工事完成まで） | 任意様式 |
| ⑬ | 工事費概算書 | 任意様式 |
| ⑭ | 建築基本設計業務及び実施設計業務見積書 | 任意様式 |

（２）提出書類作成上の留意点

　（共通事項）

　・設計提案書及び技術提案書それぞれに「提出書類の表紙」（別記様式13）を付けること。

　・文字サイズは、すべて11ポイント以上とすること。

　・提出者が判明するような文字や記号等を表示してはならない。

　・提出書類は、返却しない。

　・提出書類は、公文書として多治見市情報公開条例の規定により公開の対象となる。

（設計提案書）

　・Ａ３判３枚以内とすること。

　・着色は可とする。

　・文章を補完する最小限の写真、イラスト、イメージ図を用いてもよい。ただし、これらの図は、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。

　・設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図を使用してはならない。

（技術提案書）

・⑬建築基本設計業務及び実施設計業務見積額は、本市の当該事業に係る予算の範囲内とすること。

（３）提出部数

　・設計提案書　20部

　・技術提案書　①～⑪を一組にまとめたものを20部

　　　　　　　　⑫及び⑬は、各1部

（４）提出受付期間

令和３年11月24日（水）から令和３年12月23日（木）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（５）提出期限

　　令和３年12月23日（木）午後４時

（６）提出場所

　　多治見市教育委員会事務局　教育総務課　学校施設グループ

（７）提出方法

　　提出場所への持参によることとし、その他の方法による提出は受け付けない。

（８）質疑及び当該質疑に対する回答

選定審査に参加する者は、設計提案書等に関する質疑を行うことができる。この場合において、当該質疑は、「設計提案等に係る質問書」（別記様式12）を用いてＦＡＸにより提出するものとする（ＦＡＸ送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと）。

・提出受付期間　令和３年11月10日（水）から令和３年11月17日（水）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

・提出受付期限　令和３年11月17日（水）午後４時

・提出場所　　　多治見市教育委員会事務局　教育総務課　学校施設グループ

　　　　　　　　TEL　0572-23-5846（直通）

　　　　　　　　FAX　0572-23-5862

・提出方法　　　別記様式を使用し、ＦＡＸにより提出すること。

・回答日時　　　令和３年11月24日（水）午後４時まで随時

第６　選定審査及び審査基準

（１）選定審査実施日時

　　令和４年１月17日（月）時間未定（参加者数により決定）

（２）選定審査実施場所

　　審査会場　　多治見市役所駅北庁舎４階第１会議室予定（参加者数により決定）

　　〒507-8787岐阜県多治見市音羽町１丁目233番地

（３）審査組織

　　建築基本設計候補者の選定は、（仮称）笠原義務教育学校建築設計者選定委員会が行う。

（４）選定審査実施手順

　　選定審査は、次の手順によって行う。

　①設計者入室（入室の順番は、別に定める。）

　②委員長から、審査の進行等について説明を行う。

　③設計提案書について設計者が説明（15分以内）を行う。

　④委員会から設計者に対し質疑を行う。

　⑤参加設計者退室

　《　①～⑤について、すべての参加設計者が終了した後　》

　⑥各設計者のプレゼンについて委員会内で討議を行う。

　⑦選定審査内容は、後日提示する。

第７　選定審査結果の通知

　　選定審査結果は、令和４年１月26日（水）までに共同体代表構成員に対して通知する。

第８　選定審査参加報酬

　　選定審査に参加した共同体に対し、参加報酬として、一共同体につき金10万円（消費税を含む。）を支払う。ただし、基本設計業務委託契約における契約相手方候補者として選定された共同体を除く。

第９　選定審査欠格事項

①提出期限までに提出書類の提出がないとき。

②提出書類に虚偽の記載をしたとき。

③（仮称）笠原義務教育学校建築設計者選定委員会の公正な審査に影響力を行使しようとしたとき。

第10　配布資料

　提出資料作成時における参考資料として、次の図書を配布する。

　①（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託設計書

　②（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託特記仕様書

　③（仮称）笠原義務教育学校施設整備基本方針

④　敷地図